

お知らせ

ワシントン条約:取引停止勧告(エクアドルのサメ及びエイ類)について

令和6年3月15日
経済産業省貿易経済協力局
貿易管理部野生動植物貿易審査室

ワシントン条約事務局より、令和6年3月11日付けでエクアドルのサメ及びエイ類の取引停止勧告の通報が出されました。当面の間、ワシントン条約対象貨物のうちエクアドルのサメ及びエイ類(対象種は※参照)について、以下の(1)又は(2)に該当する商業目的の取引を自粛していただくこととなりますので御注意ください。

- (1) エクアドルからの輸入
- (2) エクアドルを原産国とする場合の輸出入

※取引停止勧告の対象となるエクアドルのサメ及びエイ類

Carcharhinus falciformis(クロトガリザメ)

Carcharhinus longimanus(ヨゴレ)

Sphyrna lewini(アカシュモクザメ)

Sphyrna mokarran(ヒラシュモクザメ)

Sphyrna zygaena(シロシュモクザメ)

Alopias spp.(オナガザメ属全種)

Cetorhinus maximus(ウバザメ)

Carcharodon carcharias(ホホジロザメ)

Isurus oxyrinchus(アオザメ)

Isurus paucus(バケアオザメ)

Rhincodon typus(ジンベイザメ)

Mobula spp.(イトマキエイ属全種)

取引停止勧告は、ワシントン条約の下での決議や決定に基づき、締約国が条約履行のための国内法が未整備であることやワシントン条約で義務付けられている報告が行われていないこと等、ワシントン条約の常設委員会からワシントン条約を適切に履行していないと見做された特定の締約国に対して輸出入の取引を停止する勧告が発出され、ワシントン条約事務局から通報が出されるものです。

<エクアドルの取引停止勧告に係る通報>

<https://cites.org/sites/default/files/notifications/E-Notif-2024-043.pdf>

なお、取引停止勧告の対象となっている締約国及び動植物種の一覧は以下をご参照ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/download/240313_torihikiteishikankoku_wayaku.pdf

ご不明な点がありましたら、下記のところまでお問い合わせ下さい。

【本件に関するお問い合わせ先】

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部 野生動植物貿易審査室

電話 03-3501-1723